

せせらぎのように美しく、一人ひとりが輝くまち
～住む人が誇りに思う町をめざして～



こうら 7

2024



2 甲良町で頑張る人を応援します！

3 令和6年春の叙勲について

3 コンビニ交付サービス利用停止のお知らせ

4 物価高騰対応重点支援事業のお知らせ

5 ルールを守ってください！

5 指定ごみ袋が取手付きタイプに変わります！



甲良町で頑張る人を応援します！

◎甲良町の印象は

県庁から出向して3年間働かせていただき、広がる農地に豊かな水が流れる自然あふれる街で、住民さんの素朴で真面目な地域性を感じました。おいしいお米をはじめ、多くの来場者で賑わう道の駅の産直品など、甲良にしかない秘めた魅力をもっと広くアピールして、多くの人に訪ねてもらえる街になればいいなあと思います。

◎甲良町役場に来る前、滋賀県庁でどんな仕事を

住宅課で住宅融資、消防学校で教官、障害福祉課で盲導犬養成、市町振興課で移住促進など色んな部署で様々な仕事をした他、関西広域連合や滋賀県立大学への出向では県庁以外の組織も経験しました。異動の度にイチから勉強する苦勞もありましたが、こうした経験が自分の財産になっています。

◎副町長としての抱負は

寺本町長を支え、町と県の間や、役場と町民の間のつなぎ役となり、町民さんから「ありがとう！」と言ってもらえる仕事を一つ一つ積み重ねていきたいです。

地域の活性化は「ヨソ者・バカ者・ワカ者」が動かすとも言われますので、地元出身でない「ヨソ者」で不勉強な「バカ者」の私ですが、気持ちを若く持ち、甲良町の活性化に少しでも貢献できるよう頑張ります。

◎週末の過ごし方は

実家（旧西浅井町）で約8反（8,000㎡）の稲作をしていて、今は田植えを終えて草刈りに追われ、秋の収穫までは農作業で忙しくなりそうです。秋から春には、趣味の自転車に乗ってビワイチにも挑戦しています。

◎甲良町の皆さんにメッセージを

寺本町長の新体制の下で、尼子駅前の住宅開発や、池寺区山林への企業誘致などの大きなプロジェクトが動きつつあり、役場職員も懸命に働いていますので、町民の皆様も一緒になって応援くださいますようお願いいたします。



甲良町副町長：熊谷 裕二さん

住 所：滋賀県長浜市
最終学歴：私立早稲田大学 卒業
経 歴：平成7年に滋賀県庁に入庁し、令和3年に甲良町へ出向。



読者プレゼントコーナー

今回は

ゆずのだいどこが作る
「ゆず調味料2種（ゆず万能タレ・ゆずシロップ）」
抽選で5名の方に プレゼント！



地元のお母さん手作りの味。素材にこだわり^{てんさい}甜菜糖、滋賀県産の儀^ぎ平みそ使用。
ゆず好きによるゆず好きの為のみずみずしい品々、ぜひご賞味ください!!

1. 応募方法

電子メールにより、件名に「広報こうら7月号プレゼント応募」を、メール本文に「アンケート回答、住所、氏名、年齢」を記入し、「kikaku@town.koura.lg.jp」宛にメール送信ください。

2. アンケート

①紙面の感想、②今後、取り上げて欲しい内容

3. 締切

令和6年7月15日（月）

4. その他

当選者に当選メールを送信します。
個人情報は、当該企画以外に使用することはありません。



今後も、読みたいと思ってもらえる広報紙作りに努めますので、皆様のお声をどうぞお寄せください！

「甲良町で頑張る人」大募集!!

友人や家族からの推薦、もちろんご自身の立候補も大歓迎です。
我こそはという方は下記連絡先までお電話ください！

【問合先】 企画監理課 ☎38-5061



令和6年春の叙勲について



令和6年5月10日（金）に前甲良町消防団長 佐々木清一さんが叙勲を受章されました。

佐々木清一さんは昭和56年から令和5年まで甲良町消防団で42年間勤め、平成23年に副団長、令和3年に団長を歴任され、地域の自警団の指導、消火栓・消火器による消火訓練、小型動力ポンプによる消火訓練及び規律訓練を実施指導するなど甲良町の消防活動に多大なる貢献をしていただきました。



【問合先】 総務課 ☎38-3311



コンビニ交付サービス利用停止のお知らせ

下記の期間中、クラウドサービスのハードウェアメンテナンスのため、コンビニにおける証明書の交付サービスを停止します。

【サービス停止日時】

令和6年7月16日（火） 23：00～
令和6年7月17日（水） 終日
令和6年7月18日（木） ～6：30まで

【交付できない証明書】

すべての証明書

（・戸籍謄本 ・戸籍附票 ・住民票）
（・税証明 ・印鑑証明書 など）



住民の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いします。

【問合先】 住民人権課 ☎38-5063



国民健康保険証の更新について（年次更新）

国民健康保険にご加入の方には、令和6年7月中に新しい保険証を送付します。

なお、令和6年8月2日～令和7年7月31日までの間に70歳を迎えられる方については、有効期限が誕生日の月末（1日生まれの方は誕生月の前月末）になっており、70歳以降の方は、新たに保険証兼高齢受給者証が交付されます（別途案内が届きます。）のでご注意ください。

【問合先】 住民人権課 ☎38-5063



物価高騰対応重点支援事業のお知らせ (均等割のみ課税世帯・こども加算)

国で決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、物価高騰の影響を特に大きく受ける低所得世帯を支援するため、給付金を支給します。

■物価高騰対応重点支援事業（均等割のみ課税世帯）

給付対象世帯（次のすべてに当てはまる世帯）

- ・令和5年12月1日時点で甲良町に住民登録のある世帯
- ・世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯または均等割のみ課税者と非課税者で構成されている世帯

※令和5年度非課税世帯に対する臨時特別給付金をすでに受給された世帯は対象外となります。

※上記の条件を満たしていても、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は、対象外となります。

給付額（1世帯あたり1回限り）10万円

対象と見込まれる世帯に、給付金申請関係書類を送付します。

[手続き方法等]

- ・給付金支給要件確認書により申請の手続きが必要です。
- ・希望する振込口座の写し、本人確認書類の添付が必要です。
- ・給付を辞退する場合、対象とならない場合はご連絡をお願いします。



■低所得世帯子育て支援事業（こども加算）

給付対象世帯（次のすべてに当てはまる世帯）

- ・令和5年12月1日時点で甲良町に住民登録のある世帯
- ・令和5年度住民税非課税もしくは均等割のみ課税で構成される世帯のうち、18歳以下のこども（平成17年4月2日生まれ以降の児童）を扶養している世帯

※上記の条件を満たしていても、住民税が課税されている他の親族の扶養を受けている場合は対象外となります。

給付額（こども1人あたり1回限り）5万円

[手続き方法等]

対象と見込まれる世帯に、給付金支給のお知らせを送付します。

- ・申請手続きは不要で、受給を拒否される場合のみ「受給拒否の届出書」をご提出ください。
 - ・給付金支給のお知らせに記載の口座へ、後日振り込みます。
- ※振込口座を変更する場合は、変更手続きが必要です。

注：給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

甲良町の給付金ではスマートフォンやインターネットを利用した手続きはありません。

不審な内容のメール、SNS、SMSなどには対応しないでください。

【問合先】 企画監理課 ☎38-5061



ルールを守ってください！

みなさん！どう思われますか？

今年、4月から6月のうれしくない出来事を紹介します。

- ★家庭用ゴミ袋の中に、空き缶やビンの混入
 - ★燃やすゴミ袋に燃えないゴミ（缶、ビンなど）を外から見えないようにして混入
 - ★緑色や青色のネットの中にビンが混入
 - ★不法投棄あり（写真は不法投棄物の一部です）警察に通報済
- このような理不尽なゴミに対しても、皆さんの税金で処分を行っています。



（不法投棄などをする人は町内の人か、町外の人かは不明ですが）ルールを守ってください。
今からでも遅くありません。
皆さ～ん！一緒になって甲良町の環境を守っていきましょう。



A. 可燃ゴミ受入量の推移(家庭用+事業系) (単位：t)

	R1	R2	R3	R4	R5
甲良町	1,254	1,249	1,239	1,270	1,230
愛荘町	3,898	3,894	3,929	3,943	3,800
豊郷町	1,517	1,507	1,512	1,559	1,537
多賀町	1,622	1,576	1,580	1,469	1,449

※1トン=1,000kg

B. 1人当たり年間可燃ゴミ排出量(家庭用ゴミ) (単位：kg)

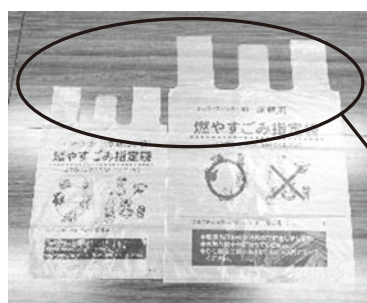
	R1	R2	R3	R4	R5
甲良町	157	161	162	163	157
愛荘町	147	149	150	150	145
豊郷町	153	155	157	160	154
多賀町	142	146	148	148	143

※A表、B表はリバースセンター資料より抜粋

【問合せ先】 住民人権課 ☎38-5063



指定ごみ袋が取手付きタイプに変わります！



住民の皆さま方のご要望を取り入れ、リバースセンター用燃やすごみ指定袋（家庭用標準・家庭用小袋）を令和6年度製作分より取手付きタイプに変更しました。



※各ごみ袋の材質、厚さ、容量、色、デザイン及び販売金額など持ち手の部分以外の変更は一切ありません。

変更後のごみ袋は7月上旬ごろから流通する見込みですが、販売店の在庫状況により、現行のごみ袋と並行しての販売となることをご了承ください。

また、お手持ちのごみ袋は変更後も使用していただくことができ、使用期限もありません。（変更前のごみ袋の返品及び変更後のごみ袋への交換はできません。）

ごみステーションに出される際は、これまで同様に袋の口2か所を結んでいただくようご協力よろしくお願いします。



【問合せ先】 住民人権課 ☎38-5063



令和6年度から後期高齢者の健康診査の対象者を拡大しました。

後期高齢者医療の健診を広く受診いただき、よりの確に自覚症状のない病気を早期発見するとともに、ご自身の健康状態を把握いただくため、健診の対象を拡大しました。

【対象者】後期高齢者医療制度に加入している方（ただし、次の条件に当てはまる方は対象外）

令和6年度から下記のとおり対象外となる方が変更となりました。

これまで			令和6年度から		
①	糖尿病や脂質異常症等の生活習慣病により医療機関を定期的に受診し、血液などの検査歴がある方	対象外	①	糖尿病や脂質異常症等の生活習慣病により医療機関を定期的に受診し、血液などの検査歴がある方	対 象
②	要介護認定を受けている方で医療機関において血液などの検査歴がある方	対象外	②	要介護認定を受けている方で医療機関において血液などの検査歴がある方	対 象
③	病院や老人ホームなどに入院（6か月以上）・入所している方	対象外	③	病院や老人ホームなどに入院（6か月以上）・入所している方	対象外

※対象の方には、6月上旬に受診券と質問票を送付しています。受診の際には、医療機関に事前予約をしてください（実施医療機関については受診券に同封される一覧表をご確認ください）。

※病院や老人ホームなどに入院・入所している方は、引き続き対象外です。

【問合先】 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013
住民人権課 ☎38-5063



【国民年金についてのお知らせ】 国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付できます。

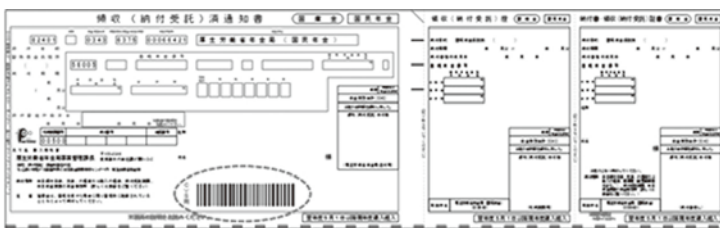
国民年金保険料について、令和5年2月20日から現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easy等による納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済での納付が利用できるようになりました。

【ご利用に必要なもの】

・納付書 ・スマートフォン ・決済アプリ

【対象決済アプリ】

・ au PAY ・ d払い® ・ PayB ・ PayPay ・ LINE Pay ・ 楽天ペイ



※バーコードが印字されない納付書（30万円を超える金額の納付書等）についてはご利用いただけません。

※各決済アプリの使用法等については、ご利用の決済事業者様にお問い合わせください。

詳細については、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）またはお近くの年金事務所に
お問い合わせください。

【問合先】 彦根年金事務所 ☎23-1112



後期高齢者医療制度のお知らせ

令和6年度の保険料の額を7月にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、令和6年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を、7月に郵便でお送りします。



●保険料の計算のもとになるのは

令和6年度の保険料は、令和5年中の所得にもとづいて計算されます。

●保険料の支払方法は

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額が公的年金から引き落とされます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただくことになります。

令和6年8月1日から有効の被保険者証を7月にお送りします

●被保険者証を8月1日に更新します

毎年8月1日に世帯の負担割合等を判定します。現在、後期高齢者医療制度に加入の方全員の被保険者証が新しくなります。

新しい被保険者証は、7月中に簡易書留郵便で発送します。

●被保険者証の有効期限は令和7年7月31日まで

お送りする被保険者証は、有効期限の令和7年7月31日までお使いいただけます。

●被保険者証廃止後の取り扱いについて

法改正により令和6年12月2日に被保険者証が廃止されますので、同日以降は被保険者証を新たに発行できなくなります。

マイナ保険証（被保険者証利用登録をしたマイナンバーカード）をお持ちの方は、マイナ保険証をご利用ください。

マイナ保険証、有効な被保険者証のいずれもお持ちでない方には、被保険者証と同様にお使いいただける「資格確認書」を交付します。

なお、被保険者証廃止後も、そのときお持ちの被保険者証は有効期限までお使いいただけます。

（ただし、住所等や負担割合など資格情報に変更があった場合、その時点で被保険者証が無効となり、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を交付します。）

交付年月日 令和 6年 8月 1日	
後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 7年 7月 31日
被保険者番号	01234567
住所	大津市及町四丁目3番28号
氏名	広城 太郎
性別	男
生年月日	昭和 39年 4月 1日
資格取得年月日	平成 29年 4月 1日
資格喪失年月日	平成 29年 4月 1日
保険者番号	3191215210110
保険者名	滋賀県後期高齢者医療広域連合
一部負担金の割合	
〇割	
山形県(山形県)	
氏名	広城 太郎
被保険者番号	01234567
一部負担金割合	〇割
有効期限	令和 7年 7月 31日

薄緑色（うぐいす色）になります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」について

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」とは

入院時や、高額な外来診療を受けられるときに、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」（現役並み所得者の方は「限度額適用認定証」）（以下、限度額証）を提示すると、医療機関の窓口でのお支払いの上限が限度額までとなり、さらに非課税世帯の方は入院時食事代が減額されます。

●対象となる被保険者の方

- ・住民税非課税世帯の方
- ・住民税課税所得が145万円以上690万円未満の方



●申請手続き等

- ・すでに限度額証をお持ちの方

被保険者証更新時に令和6年8月以降も対象となる場合には、新しい被保険者証に同封しますので、申請手続きは不要です。

- ・これまでに限度額証をお持ちでない方

市町の窓口で交付申請が必要です。被保険者証（または資格確認書）をご持参ください。

★マイナ保険証をお持ちの方は、限度額証が不要になります。

【問合せ】 住民人権課 ☎38-5063 または 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013



福祉医療制度について

甲良町では、受給要件に該当された方を対象に申請により『福祉医療費受給券』を交付し、医療費の個人負担を助成しています。

制度区分・受給要件は下表のとおりです。

制度区分	受 給 要 件	自 己 負 担
母子家庭 父子家庭	次のいずれかに該当する者が、18歳未満の児童を扶養している家庭 1. 配偶者と死別、又は離婚したものであって現に婚姻をしていない者 2. 配偶者の扶養を受けることができない者（生死が明らかでない者、海外にいる者、法令により長期にわたって拘禁されている者） 3. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者 4. 婚姻によらないで、母又は父となったものであって現に婚姻をしていない者	医療費自己負担額は医療機関ごとに ○通院 1 診療報酬明細書当たり500円 （調剤報酬明細書には適用しない。） ○入院 1 日1,000円 （月額上限14,000円） ただし、世帯員全員（扶養義務者を含む）が町民税非課税の場合は自己負担額は0円となります。
重度障害者 （児、老人）	1. 身体障害者手帳1・2・3級所持者 2. 知的障害重度・ <u>中度</u> の者（療育手帳A1・A2・ <u>B1</u> 所持者） 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者 4. <u>精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者</u> ※下線部は令和6年4月1日より拡充	
ひとり暮らし し寡婦	1. 配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのある者で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続しており、今後も継続すると見込まれる65歳未満の者	
ひとり暮らし し高齢寡婦	1. ひとり暮らし寡婦の要件に該当する者で、65歳から74歳までの者	
65歳から 74歳老人	1. 世帯員全員（本人、配偶者、扶養義務者）が町民税非課税で、65歳から74歳までの者	医療費の自己負担割合が1割または2割となります。 ただし、ひと月あたりの自己負担限度額を超えた場合は申請により返金します。 外来：8,000円 入院＋外来：24,600円
乳幼児	1. 甲良町に住民票がある未就学児	自己負担 無
小中学生	1. 甲良町に住民票がある小中学生（重度障害者（児）、母子家庭、父子家庭に該当する者を除く。）	自己負担 無
高校生世代	1. 甲良町に住民票がある高校生世代	自己負担 無

※各区分にそれぞれ本人及び扶養義務者に所得制限が設けられています。

○医療費の返金手続きについて

福祉医療費受給券は県内の医療機関のみ有効です。県外の医療機関を受診された場合は、一旦医療費をお支払いいただき、後日住民人権課で返金のための手続きにお越しください。

<手続きに必要なもの>

1. 健康保険証
2. 福祉医療費受給券
3. 領収書（受診者名、保険点数の記載されたもの）
4. 振込先のわかるもの（通帳、キャッシュカード等）
5. 印鑑



【問合せ先】 住民人権課 ☎38-5063



精神障害者精神科通院医療費助成制度について（既存事業）

甲良町では、受給要件に該当された方を対象に申請により『精神科通院医療費受給券』を交付し、医療費の個人負担を助成しています。

制度区分・受給要件は下表のとおりです。

制度区分	受 給 要 件	自 己 負 担
精神障害者 (児、老人)	以下の2つに該当する者 ・ 自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者 ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者	自立支援医療費（精神通院医療）の 自己負担分を助成

※本人及び扶養義務者に所得制限が設けられています。

精神科通院のみで使用できます。

精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）受給者証の
等級や有効期間等に変更が生じた場合、すみやかに住民人権課へその旨
をお申し出ください。



重度障害者医療費助成制度はすべての診療科の通院・入院が適用となりますが、『精神科通院医療費受給券』をお持ちで自立支援医療（精神通院医療）を利用される方は、原則、精神障害者精神科通院医療費助成制度（精神マルフク）のご利用をお願いします。

【問合せ先】 住民人権課 ☎38-5063

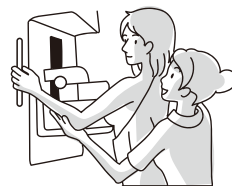


令和6年度 がん検診（医療機関での個別検診）のご案内

胃がん検診（胃内視鏡検査）、子宮頸がん検診・乳がん検診は、指定の医療機関で受けることができます。
なお、自覚症状のある方は、健診ではなく医療機関を受診してください。

子宮頸がん検診・乳がん検診

- ◆対象者
 - 子宮頸がん検診** 20歳以上の女性（平成17年4月1日以前に生まれた方）
 - 乳がん検診** 40歳以上の女性（昭和60年4月1日以前に生まれた方）
- ◆受診期間 令和7年3月31日まで
※2年度に1回の助成となりますので、令和5年度に検診を受診した人は対象となりません。
- ◆受診手順
 - ①甲良町保健福祉課へ申し込む。（書類を受け取る）
 - ②実施医療機関へ予約し、受診する。※検診結果は、受診した医療機関からハガキで届きます。
- ◆料金 無料



胃内視鏡検査

- ◆対象者 甲良町に住民登録があり、年度末年齢50歳以上で偶数年齢の方（令和7年3月31日現在）
 - ◆予約受付期間 令和6年6月3日（月）～令和7年2月28日（金）
 - ◆受診期間 令和6年6月15日（土）～令和7年3月31日（月）
 - ◆料金 3,500円（70歳以上、非課税世帯、生活保護受給世帯の方は事前手続きにより無料）
- ※必ず保健福祉課で申込みをした上で、医療機関に検診予約をしてください。
※胃内視鏡検査を昨年度受けられた方や、今年度申し込みされている方は、町の集団検診での胃がん検診（胃部エックス線検査）は受けられません。

【問合先】 保健福祉課 ☎38-3314



7月は愛の献血助け合い運動月間です

献血は16歳以上の健康な方ができるボランティアです！

さまざまな患者さんの治療に使われる血液製剤は多くの方の献血でまかなわれています。
血液は人工的につくる事ができないため、安定的に血液製剤を届けるにはみなさまのご協力が欠かせません。

輸血を必要としている患者さんの命を救うため、みなさんもこの機会に献血のご協力をお願いいたします。

7月の近隣の市町の献血車の予定

- 7月11日（木） 豊郷町隣保館
- 7月13日（土） 多賀町福祉保健センター
- 7月20日（土） 平和堂愛知川店
- 7月23日（火） 彦根市役所

甲良町保健福祉センターは、次回 11月26日（火）実施予定です。



【問合先】 保健福祉課 ☎38-3314



甲良町第三次財政健全化計画に基づく改善プログラムを策定しました

甲良町第三次財政健全化計画の策定を受け、具体的な取り組み内容を明らかにした実施計画として、「甲良町第三次財政健全化計画 改善プログラム」を策定しました。

甲良町第三次財政健全化計画では財政改革のみならず、限られた経営資源の中にあっても質の高いサービスを提供することを目指しており、そのために必要な行政改革についても、改善プログラムにおいて取り組み項目を示し推進していきます。



※詳細については次のQRコードから町ホームページにアクセスしご覧ください。

【問合先】 総務課 ☎38-3311



令和6年 夏の交通安全県民運動

7月15日(月)～7月24日(水)までの10日間

- ① 夏季の行楽シーズンに向けて交通量が増加する！
 - ② 夏休みに伴い、自宅周辺などで子どもたちの活動が活発化する！
- この①～②の時期において、道路を利用する全ての人が被害となる交通事故を未然に防止するため、県民総ぐるみで交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

《運動の重点》

- (1) 子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 自転車・特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- (3) 飲酒運転・妨害運転等の危険運転の根絶
- (4) 横断歩道利用者ファースト運動の推進



【問合先】 総務課 ☎38-3311



くらしのかわら版 ～行政相談について～

■行政相談

総務省の行政相談は、公平・中立の立場から、行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。国の事務について困ったときは、お気軽にご利用ください。ご予約は無料・予約不要・秘密厳守です。

相談日：令和6年8月1日(木)
場 所：甲良町役場 第3会議室
時 間：10時～12時



【問合先】 総務課

☎38-3311

滋賀県行政監視行政相談センター ☎077-523-1100



甲良町文化協会のご紹介

甲良町文化協会の加盟団体の活動を一部ご紹介します。

団体名	団 体 紹 介 文	練習・製作等の日時	会費	主な活動場所
下之郷詩吟クラブ	詩吟は年齢に関係なく吟じる事が出来ます。大きな声を出す事によりストレス解消と健康維持に繋がります。	毎月3回(月曜日) 18時～19時	月間 3,000円	下之郷ふれあい公民館
生活文化クラブ	他ではやっていない会員仲間で～ゆっくり、ゆったり、なごやかに～と取り組んでいく活動をしています。会員一人一人が楽しめる活動である「健康づくり」・「仲間づくり」・「生きがいづくり」をみんなで一緒にしていきます。	5月17日(金) 6月13日(木) 7月19日(金) 9月18日(水) 2月20日(木)	年間 1,000円	甲良町保健福祉センター
ジーバース	流行歌・童謡・懐メロ等を中心に合同練習をしています。町文化祭(甲良町公民館)、呉竹文化祭や6年生を送る会(呉竹センター)で合唱の発表をします。	毎月2回 (第2・第4火曜日)	月間 1,000円	呉竹地域総合センター
甲良町レクダンス	レクレーションダンスを踊り、体力維持に努め、休憩時は会員同士の懇談をしています。また、年間3～4回は懇親会として外食会を実施しています。	毎月2回(第1・第3金曜日) 9時30分～11時30分	年間 1,000円	甲良町保健福祉センター
甲良ヨガ教室	年齢に関係なく、自分のペースで体を動かし、心地よさを感じて、リフレッシュしませんか？	毎月4～5回 (毎週火曜日)	月間 2,000円	甲良町公民館多目的ホール

各加盟団体で新規会員を随時募集中！！

参加希望、活動日時など、その他の詳しいお問合せは文化協会事務局(TEL: 38-3315)まで。

【問合先】 文化協会事務局 ☎38-3315



平和祈念滋賀県戦没者追悼式 参列者募集

戦没者及び戦災死没者に対して追悼の誠をささげるとともに、恒久平和を祈念するため、県民参加のもと平和祈念滋賀県戦没者追悼式を開催します。

日 時：8月31日(土) 午前10時から約1時間30分

会 場：滋賀県立文化産業交流会館 米原市下多良2-137

定 員：30名(※応募多数の場合は抽選)

申込方法：ハガキ、FAX、Eメール

(郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、右記申込先へ)

申 込 先：滋賀県庁健康福祉政策課

は が き：〒520-8577(住所不要)

F A X：077-528-4850

Eメール：ea0003@pref.shiga.lg.jp

締 切：7月31日(水) 消印有効

【問合先】 住民人権課 ☎38-5063



なぞときイベント「迷宮大学と消えたひこにゃん5」開催

日 時：8月7日(水) ①9:00～12:30、②13:00～16:30(①と②は同一の内容になります)

場 所：滋賀県立大学

対 象：小学5・6年生(保護者同伴でお願いします)、中学生、高校生、保護者、教員

内 容：チームに分かれて大学を探索しながら、隠された謎を「理系的思考」を使って解き明かし、ひこにゃんを探そう！楽しみながら、理系進路の魅力に触れるイベントです。

今年度より、性別問わずご参加いただけるようになりました。皆さまのご参加をお待ちしております。

定 員：午前の部・午後の部 各100名(先着順)

申込締切：7月31日(水) HP申込フォームから<https://rikejo.usp.ac.jp/>

費 用：無料



【問合先】 滋賀県立大学 ☎0749-28-8351 E-mail: rikejo@office.usp.ac.jp



子育て支援
センター

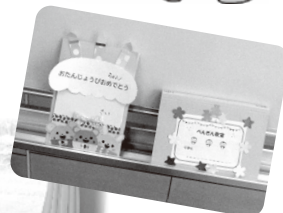
♪親子ふれあい教室がはじまりました♪

親子ふれあい教室「ぺんぎん教室」「ひよこ教室」が、6月から始まっています。
初めての教室に少しドキドキの子ども達とお母さんでしたが、親子でふれあい遊びとお誕生日会を楽しんでいただき、たくさんの笑顔が見られました(*^-^*)

また、教室で使用するファイルを手作りしていただき、とってもかわいい、自分だけのファイルができあがりました。

7月からは、「すまいるタイム」も始まります！

1年間、親子で楽しく過ごしましょう♪



★子育て支援センターが毎月1回発行している「ひろば通信」を、甲良町ホームページや「キラキラこうら by 母子モ」で見ることができます♪

子育て支援センターにご相談ください！

子育て支援センターの専門職（社会福祉士・保健師・心理師・保育士・教師）に子育て・家庭に関する相談ができます。悩みや不安のある方、気になることがある方、お気軽にご相談ください！

〈対象〉町内にお住まいの方どなたでも

★事前申込み不要です。

〈日時〉平日午前9時～午後5時

★電話でもけっこうです。

★相談者の情報や相談の内容は
守秘されますので、安心して
ご相談ください。

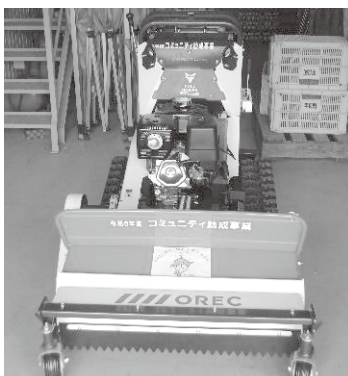
【問合先】 子育て支援センター ☎38-8003



コミュニティ助成事業（宝くじ）を活用した 草刈り機の更新について

一般社団法人自治総合センターからコミュニティ助成事業（宝くじ）の助成を受けて、長寺東区の草刈り機を1台購入しました。これによって、安全かつ迅速な除草作業の実施が期待できます。

この事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源に、一般社団法人自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業です。



【問合先】 企画監理課 ☎38-5061



令和6年度 第110回春季少年団花壇コンクール

本年度で110回目となった春花壇。半世紀以上にわたる伝統のある子ども花壇の取り組みですが、急速な少子化で各字の花壇運営管理には多くの苦労がありました。そんな中、保護者・地域の皆様に支えられながら、それぞれアイデアに富んだ個性的で華麗な花壇が町民の心を潤わせてくれています。

優秀賞



在士少年団

最優秀賞



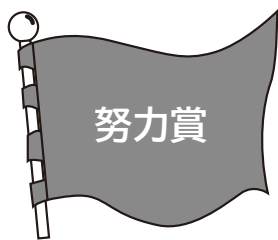
金屋少年団

優秀賞



下之郷少年団

努力賞



尼子少年団



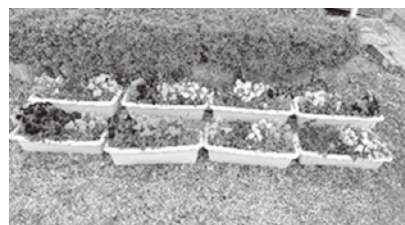
呉竹少年団



小川原少年団



北落少年団



正楽寺少年団



池寺少年団



長寺東少年団



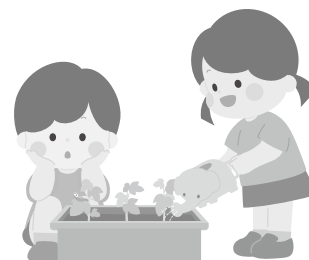
長寺西少年団



法養寺少年団



横関少年団



【問合先】 教育委員会 ☎38-3315



新婚生活を応援します！（最大60万円）

1. 補助対象

1. 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻し入籍した世帯で、町内に住所を有していること。
2. ご夫婦の所得を合算して500万円未満^{（注）}であること。
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除
3. ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
4. 町税等に滞納が無い世帯であること。
5. 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
6. 過去にこの制度に基づく補助等を受けていないこと。
7. 新居となる住居が町内にあること。

⇒以上7つ全てに「当てはまる」方は、補助の対象となります。



2. 対象となる費用

◇新居の住居費

㊦新居の購入費

①新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料

※対象となる住居が町内にあること。

㊦～①を合わせて
1世帯あたり
最大60万円です。



3. 申請方法

必要な手続や書類について、下記お問合せ先にご確認の上、
直接申請してください。

【お問合せ先及び申請先】

名 称：甲良町役場 建設水道課

住 所：滋賀県犬上郡甲良町大字在士350番地

電話番号：0749-38-5068





空家は放置せず、「仕舞う」・「活かす」で住みよい街に (除却) (活用)

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が
令和5年12月13日より施行されました。／

「空家」は身近な問題

以下のようなことをきっかけに、家族が住んでいた家が空家になっています。

実家を相続した



1人暮らしの親が施設に入居した



一度空家になってしまうと、以下の理由からそのまま放置されてしまいます。

解体費用を かけたくない



家財・荷物を 片付けられない



将来自分や親族が 使うかもしれない



など

「空家」を放置するリスク

空家を放置してしまうと、様々なリスクがあります。また、地域にも迷惑を掛けてしまいます。



倒壊
空家の傷みが進み地震や台風などで倒壊してしまう危険性があります。



外壁落下
外装材や屋根材などの破損を放置すると、それらの部材が落下する危険性があります。



ねずみ・害虫
などねずみや害虫などが大量発生すると不衛生な状態になってしまいます。



景観の悪化
ごみの散乱、山積みや外壁の破損・汚損などが放置されると景観を損ねてしまいます。



悪臭
腐敗した動物の糞尿やごみなどが放置されると悪臭の発生に繋がります。



不法侵入
壊れた窓などから不法侵入者に入出入りされると、周辺地域の治安の悪化に繋がります。



枝のはみだし
隣の敷地や道路などへ枝がはみ出すと、周囲の建物を傷つけたり、歩行者の通行を妨げてしまいます。

【国土交通省HP資料引用】

【問合せ先】 企画監理課 ☎38-5061



空家は放置せず、「仕舞う」・「活かす」で住みよい街に (除却) (活用)

「空家」にしないために

実家や自宅を空家にしないため、空家となっても放置しないために家族の話し合いが大切です。空家はそのままにせず、「仕舞う」(除去)・「活かす」(活用)の行動をとりましょう。

空家を「仕舞う」例

解体を行い、跡地を広場や駐車場、新しい建物の敷地として活用



広場・駐車場



新しい建物の敷地

空家を「活かす」例

改修を行い、売買用の住宅、用途替えをしてカフェなどとして活用



中古売買

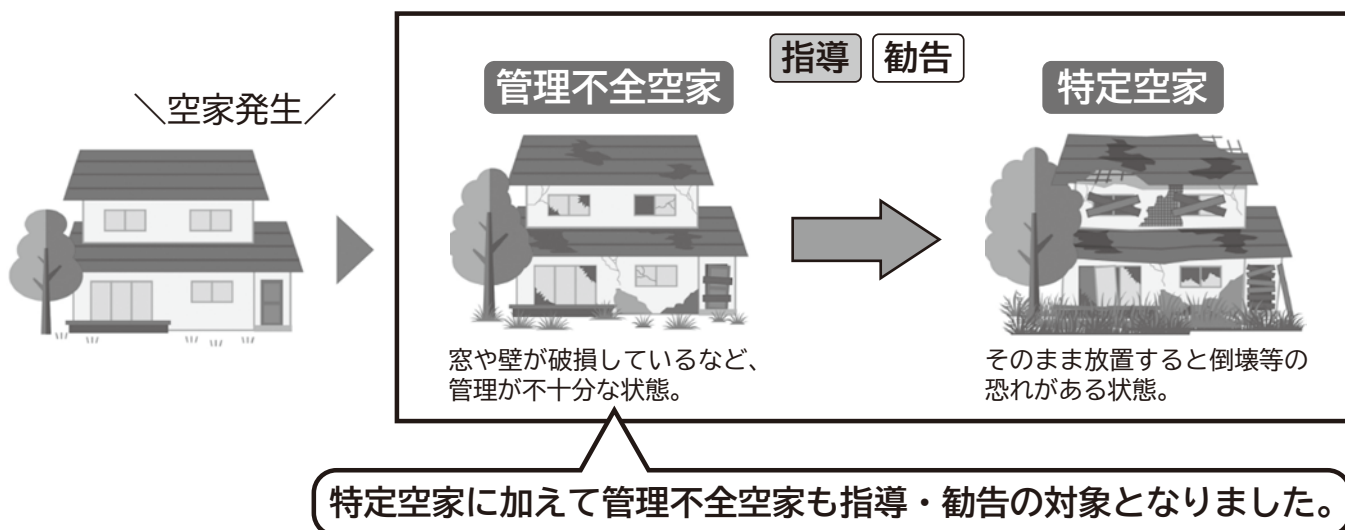


用途替え(カフェなど)

空家の対処に困ったら、早めに空家のある市区町村の窓口、または不動産・相続などの専門家へ相談を。

法改正について

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日より施行されました。法の改正により、特定空家に加えて管理不全空家も市区町村からの指導・勧告の対象となりました。



空家は様々な問題を引き起こし、周辺に悪影響を及ぼしてしまいます。

空家は放置せず適切に管理し、早めに「仕舞う」(除去)・活かす(活用)の行動に移しましょう。

[国土交通省HP資料引用]

甲良町空家・空地バンクは2年前に再立ち上げを行い、空家の流通を行っています。

2年間で9軒の空家売買が成立し、2軒の空家を賃貸で貸出させて頂いています。

結果、18名の新たな町民が増えました。現在(5月24日現在)3軒の空家の商談も同時に進んでいます。

空家・空地が足りません。町民の皆様、空家・空地への登録をお願いいたします。

【問合先】 企画監理課 ☎38-5061



7月は 「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」です

滋賀県では、7月を「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」と定め、さまざまな啓発活動を実施しています。

◆ 事業所のみなさまへ

- ① 就職の機会均等を保障するため、差別のない公正な採用選考を行ってください。
基本的人権の尊重に十分配慮し、本人の適正と能力に基づいた公正な採用選考を行ってください。
採用面接にあたっては、次のような不適切な質問はやめましょう。

ア 本人に責任のない事項の把握

「お住まいは〇〇町のどの辺ですか?」「お父さんの職業を教えてください」など

イ 思想、信条など、本来個人の自由であるべき事項の把握

「信仰はありますか?」「尊敬する人物、愛読書を教えてください」など

ウ その他の不適切な質問

「結婚、出産しても働き続けられますか?」「持病はありますか?」など

- ② 差別のない明るい職場づくりのため、企業内の人権研修を積極的に実施してください。
すべての従業員を対象に、計画的かつ継続的な研修会を実施し、同和問題をはじめとする人権問題の正しい理解と、働きやすい明るい職場づくりに努めてください。

- ③ 事業所内公正採用選考・人権啓発担当者の設置にご協力ください。

滋賀県では、常時使用する従業員が20人以上の事業所を対象に、事業所内公正採用選考・人権啓発担当者（以下「啓発担当者」といいます。）の設置をお願いしています。

啓発担当者の設置は甲良町役場産業課で届出することができますので、未設置の事業所は届出をお願いします。

啓発担当者の設置事業所には、推進班員（町職員）が企業を訪問し、事業主や啓発担当者の方に、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に対する企業内の取組状況を聞かせていただきます。





図書館に行こう♪

まもなく夏本番。今月は「夏」を感じる本を紹介します。



『につぼんの歳時記ずかん』

平野 恵理子／著 幻冬舎

現代の暮らしでは忘れかけられていることも多いですが、歳時記は知れば知るほど面白いことばかり。昔の身近な夏の暮らしといえば、蚊取り線香を焚いた縁側で過ごしたり、冷水や水菓子が売られていたり、蚊帳の中で寝たり…。懐かしい夏を思い出させてくれます。



『あしなが蜂と暮らした夏』

甲斐 信枝／著 中央公論新社

40年前、きゃべつ畑で出会ったあしなが蜂に魅せられた著者。巣を突き止め観察していたが、母蜂不在の巣を発見し、持ち帰り自室で幼虫を育てることに。蜂とともに過ごし、命を見つめたひと夏を描く。



『はじめての海水魚飼育』

マリナアクアリスト
編集部／編
エムピージェー
夏、青い海。

透きとおる水の中にはたくさんのお魚たち！でも、実際は海まで行くのは大変…。そんな方におススメするのが海水魚飼育！お部屋に自分だけの海を作りましょう。初心者さんにもカラー写真でわかりやすく解説しています。



『冷たい麺の本』

みない きぬこ／著
柊出版社

暑い季節につると食べたい冷たい麺。そんな麺料理に欠かせないのがおいしい麺とつゆ、薬味。麺の上手なゆで方や、風味のよいつゆの作り方、アクセントになる薬味など、覚えておきたい基本やバリエーションを紹介します。



『私が鳥のときは』

平戸 萌／著
河出書房新社

中学3年生、受験生の夏休み。蒼子の母が元同僚で余命わずかのバナミさんをさらってきた。なぜ!?と、腹を立てる蒼子だったが、あることがきっかけで一緒に受験勉強に励むようになる。夏に読みたい青春小説2編。

7月	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

8月	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

●…休館日

【開館時間】

水～金 10:00～18:00
土・日 10:00～17:00

7月の催し物

※図書館の行事はすべて無料です。
※図書館の行事は予告なく延期・中止になる場合があります。

7月13日(土) 11:00～

おはなし会
小さい子どもさんからも
参加いただけます。

7月20日(土) 11:00～

ぴよぴよひよこの
おはなし会
(0.1.2歳向けの赤ちゃんおはなし会)

展示のお知らせ

全日本写真連盟彦根支部
第6回写真展 in 甲良

7月3日(水)～
7月31日(水)

全日本写真連盟彦根支部のみな
さんによる写真を展示します。
ぜひお越しください。

図書館 思い出シネマ

「銀座カンカン娘」
(70分)

7月7日(日)
14:00～15:10

申込は不要です。
詳しくはチラシ、またはホーム
ページをご覧ください。

彦根工業高校 職場体験実施の お知らせ

7月11日(木)
～12日(金)

期間中はカウンターなど
の職業体験をおこないます。
ご協力をよろしくお願い
します。

※HPでも図書館だよりカラー版をご覧ください。

【問合先】 図書館 ☎38-8088 FAX38-8089

げんのう
尼子住泉寺の玄翁堂

石を砕く金槌を「げんのう」といいますが、なぜそう呼ばれているかご存知ですか。その呼び名は曹洞宗の高僧、玄翁（玄能とも言う）和尚の「殺生石」のお話が由来となっています。

栃木県的那須高原に、近づくものを皆殺すという「もののけのついた殺生石」があって、人も動物も鳥もその場所に近づけませんでした。そこで玄翁和尚は、石の前に立ち、たたりを除く教化文（仏の力で正しく導く経）を唱え、石を柱杖で打ち砕くと、悪霊はことごとく成仏することができたというお話です。玄翁和尚が殺生石を砕いたことから和尚の名を取ってそう呼ばれるようになりました。

玄翁和尚は、南北朝時代に越後（新潟）で生まれました。禅宗の修行を積み諸国行脚を重ね、周囲には千余人の修行僧もおられたという高僧です。



住泉寺 玄翁堂



玄翁和尚木像

そんな玄翁和尚の木像が、尼子にある尼子氏の菩提寺、住泉寺（浄土宗）にあるのです。

住泉寺に残る「玄翁禅師略伝」には、木像が尼子にきた経緯が記されています。それによると「天正の頃（1573～1591）、栃木県の泉溪寺の僧が木像を補修するため像を背負い京都をめざしていたが、甲良の荘にいたって病気で死んでしまった。そこで尼子氏某これを悼み、この像を抱き住泉寺に安置した」とあります。

この木造を住泉寺に祀ったのが領主尼子氏某だとしていることから佐々木道誉の孫で尼子に住み尼子氏を名乗った「尼子高久」の子孫が近世初期まで続いていたようです。

当時から玄翁和尚の高名や殺生石の話は伝わっており、村人たちから深く慕われ祀られてきました。

現在、住泉寺の境内に玄翁堂という立派なお堂があります。（明治初期に多賀大社の護摩堂を移築）

内部中央の御厨子の中には、写真のように玉眼入りで、まるで生きている人のような玄翁和尚の木像が安置され、左右には三十三カ所観音諸像とともに、殺生石の入った御厨子も祀られています。

また住泉寺玄翁堂は、古くから甲良神社春の大祭の渡御の最初のお旅所で、神輿が境内に入りお堂の中で祝詞が奏上されます。尼子氏や玄翁和尚への深い思慕と安寧を願う神仏一体の儀式で、領主尼子氏時代から今に至るまで続いています。



玄翁堂内部 中央に御厨子



げんのう



住泉寺に残る殺生石

参考資料：玄翁禅師伝現出と真如堂信仰 甲良町史

【問合先】 ふるさとプロジェクト（図書館） ☎38-8088 FAX38-8089



道の駅直売所 出荷者募集について ～駅長より、最新の情報をお知らせします～



道の駅せせらぎの里こうらの直売所では野菜や花卉類の新規出荷者を募集しています。

甲良の美味しいお米や野菜を多くのお客様に食べていただくため、町内で野菜、果物、花卉類を栽培されている生産者で、道の駅に出荷していただける方を大募集中です。

愛情がこもった野菜や果物を道の駅で販売してみませんか？
興味がある方はお気軽に道の駅スタッフまでお声掛けください。



7月の定休日は8日（月）です。
（営業時間 9:00～17:00）

【問合先】 道の駅せせらぎの里こうら ☎38-2744



天使のほほえみ

1歳のおたんじょうび
おめでとう！



でぐち たお
出口 泰鳳ちゃん
7月1日生（尼子）

令和6年9月号「天使のほほえみ」への掲載希望（令和5年9月生のお子さん）の方は、7月24日（水）の「乳児の10か月健診」時に写真をご持参ください。

写真の裏にお子さんの名前（ふりがな）、生年月日、住所をご記入ください。

【問合先】 企画監理課 ☎38-5061
保健福祉課 ☎38-3314



パスポートセンター 「米原出張窓口」 からのお知らせ

令和6年7月16日（火）、令和6年8月13日（火）、令和6年9月17日（火）、令和6年9月24日（火）は県立文化産業交流会館の休館日のため、米原出張窓口はお休みです。申請には平日の火・水・木曜日にお越しください。

なお、大津の窓口（ピアザ淡海1階、大津市におの浜一丁目1-20）は、月曜日～金曜日（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）に申請受付業務を行っています。



【問合先】 滋賀県パスポートセンター
☎ 077-527-3323
FAX077-527-3329



温水プール・香良の湯カレンダー

利用案内 <http://www.tac-sports.co.jp/koura-pool/> *営業日・営業時間等詳しくは、問合せ先までご連絡ください

《水泳教室受講手続き》

空き状況をお問い合わせいただき、教室受講料と印鑑をご持参の上、温水プール受付まで。

7月 お風呂・プール

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3 教室日	4	5 教室日	6 教室日
7	8	9	10 教室日	11	12 教室日	13 教室日
14	15	16	17 教室日	18	19 教室日	20 教室日
21	22	23	24 テスト日	25	26 テスト日	27 テスト日
28	29	30	31 教室日			

7/22～8/23までの平日は10時～開館（プールのみ）
※7/31は8月分の振替練習日です

8月 お風呂・プール

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 教室日	3 教室日
4	5	6	7 教室日	8	9 教室日	10 教室日
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21 教室日	22	23 教室日	24 教室日
25	26	27	28 教室日	29	30 教室日	31 教室日

8/14,16,17はスクール休講日

【営業時間のご案内】7月・8月は火曜日も開館！

・温水プール

受付時間 12:45～20:30
（日曜日は19:30まで）

遊泳時間 13:00～21:00
（日曜日は20:00まで）

※6月～9月の土日祝は受付/遊泳11:00～

※7月22日～8月23日までの平日は10:00～

・香良の湯

受付時間 12:45～20:00

入浴時間 13:00～

（閉場時間20:30）

○サマータイムのお知らせ！

①6月～9月の土曜日・日曜日・祝日のプールは11時から開館しています！

②7月、8月は毎日開館！（火曜日も臨時開館！）

③夏休み期間（7月22日～8月23日までの平日）は午前10時から開館！

①③は温水プールのみ ②は温水プール・香良の湯で実施

○夏の短期水泳教室参加者募集中！

（定員になり次第締切となります。）

甲良町温水プールで夏の短期水泳教室を開催します。3日間の練習で泳力向上を目指しましょう。

今年も、少人数で開催しますので、初めてのお子様やプールが苦手なお子様も安心してご参加いただけます！

クラス・時間			対象	定員	日程	参加費
第1期	短期水泳教室幼児クラス1	午後1時～午後2時	4歳～未就学児	8名	7月23日(火)～7月25日(木)	3,000円 (税込)
	短期水泳教室ジュニアクラス1	午後2時～午後3時	小学生	12名		
第2期	短期泳教室幼児クラス2	午後1時～午後2時	4歳～未就学児	8名	7月29日(月)～7月31日(水)	
	短期泳教室ジュニアクラス2	午後2時～午後3時	小学生	12名		

※短期教室から通常教室へ申し込まれた方は、スイムキャップ+ワッペンプレゼント＆初月月会費が半額（50%OFF）となります。

※幼児クラスは令和6年度中に4歳になる方からご参加いただけます。

○セタに短冊を飾ろう！

プールの受付前にある笹に願いを込めて書いた短冊を飾っちゃおう！

短冊を飾るときに受付に見せてくれたらプレゼントがもらえるよ！

実施期間：2024年7月1日（月）～7月7日（日）

○夏の営業時間拡大に伴い、短期アルバイトスタッフ（7月～9月）を大募集！

学校の都合で、普段はアルバイトできない方や夏にしっかり働きたい方など大募集！

もちろん、通年で働きたい方は9月以降もお仕事を続けることもできますよ！

職種：監視員、受付、水泳指導

時給：970円～

興味のある方は38-5155までお電話ください。

○7月のイベントのお知らせ

スタンプ2倍デー

プール 毎週 火曜日 19時以降プールご利用の方
（※20時以降プール利用の方は3倍！）

お風呂 毎週 火曜日

【問合せ先】 温水プール・香良の湯 ☎38-5155



人権なんでも相談日

7月1日（月）・8月5日（月）

13:30～15:30

保健福祉センター1階 相談室

いじめ、家庭内・隣近所のトラブル、
その他人権に関わることでお悩みの方は、
お気軽にご相談ください。

※相談は無料で秘密は固く守られます。

予約は不要です。

【問合せ先】 住民人権課 ☎35-5063

「甲良町暮らしの便利帳2024」の広告掲載事業者を募集します！

町民の皆さまの生活・暮らしに役立つ情報をまとめた行政情報誌「暮らしの便利帳」の広告掲載事業者を募集します。

甲良町の行事や施設などの地域案内情報、行政手続きや制度の案内などの町政情報、医療機関やグルメなどの生活情報などをまとめたもので、令和3年12月発行の2021年度版から3年ぶりに改訂することになりました。

今年（令和6年）に発行し、町内全戸に配布するほか、新規転入者にも配布します。

・発行時期 令和6年11月（予定）

・発行部数 3,000部

・規格 A4版・4色フルカラー・48頁

令和6年7月ごろに、協働発行事業者である株式会社サイネックスの営業担当者が広告掲載のお願いと詳細説明に事業所を訪問することがありますので、ご理解を賜りますとともに、広告掲載のご検討をお願いいたします。

【暮らしの便利帳に関するお問い合わせ】

株式会社サイネックス 京都支店 ☎075(315)0085

【問合せ先】 企画監理課 ☎38-5061



甲良町 し尿収集カレンダー【令和6年8月】

日(曜日)	午前/集落	午後/集落
1日(木)	呉竹①	呉竹①
2日(金)	—	—
3日(土)	定 休 日	定 休 日
4日(日)	定 休 日	定 休 日
5日(月)	小川原①	小川原①
6日(火)	小川原①	小川原①
7日(水)	尼子①	不 定 期
8日(木)	正楽寺①・法養寺①	正楽寺①・法養寺①
9日(金)	長寺①	長寺①
10日(土)	定 休 日	定 休 日
11日(日)	定 休 日	定 休 日
12日(月)	定 休 日	定 休 日
13日(火)	—	—
14日(水)	下之郷①②・北落①・在士①	下之郷①②・北落①・在士①
15日(木)	定 休 日	定 休 日
16日(金)	定 休 日	定 休 日
17日(土)	定 休 日	定 休 日
18日(日)	定 休 日	定 休 日
19日(月)	—	—
20日(火)	金屋①②・横関①	不 定 期
21日(水)	—	—
22日(木)	小川原②	小川原②
23日(金)	呉竹②③	呉竹②③
24日(土)	定 休 日	定 休 日
25日(日)	定 休 日	定 休 日
26日(月)	尼子②③	尼子②③
27日(火)	—	—
28日(水)	小川原③・長寺②	不 定 期
29日(木)	池寺①②・長寺③	池寺①②・長寺③
30日(金)	—	—
31日(土)	定 休 日	定 休 日

※「—」の日時は、他町の集落の収集日となっています。

※不定期でお申込みの方は、原則として不定期日での収集となります。

※集落名の後にある○印の数字は、お申込みいただいた収集回数を表しています。

①は1ヶ月に1回、②は2ヶ月に1回、③は3ヶ月に1回でのお申込みを表し、「呉竹①」とある場合は1ヶ月に1回で申込みいただいた呉竹のお宅を収集させていただきます。

なお、収集予定のない集落等については、翌月以降の収集となります。

※1月に2回でお申込みの場合は、原則1回目を同集落の月1回と同じ日に、2回目を1回目の15日後（2～3日は前後します）に収集させていただきます。

※集落とは、住所地名をさしていますので、該当する収集日に依頼してください。

【問合せ先】 クリーンライフ湖東 ☎35-5205

健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

7月後半分（会場：保健福祉センター）

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方（児）	持ち物
子宮頸がん・乳がん検診	23日(火)	9:00～11:00 (注)会場は甲良町公民館です。	予約された方	受診券・保険証等
乳児健診4か月	24日(水)	13:00～13:10	令和6年3月生まれの子 前回受けられていない児	母子健康手帳・質問票 すこやか親子アンケート
乳児健診10か月	24日(水)	13:20～13:40	令和5年9月生まれの子 前回受けられていない児	母子健康手帳・質問票 写真(広報への掲載希望者)
こころの健康相談	25日(木)	10:00～11:30	こころの健康状態に不安をお持ちの方 (予約制)保健師が対応いたします。	特になし
特定健診・若年健診 がん検診	30日(火)	8:30～11:30 (注)会場は甲良町公民館です。	予約された方	受診券・保険証等

8月前半分（会場：保健福祉センター）

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方（児）	持ち物
こころの健康相談	2日(金)	13:30～15:00	こころの健康状態に不安をお持ちの方 (予約制)保健師が対応いたします。	特になし
すこやか相談	5日(月)	9:30～11:00 予約制	子どもの健康、食生活、予防接種等に関する相談を行います。	母子健康手帳
3歳6か月健診	7日(水)	13:15～13:45	令和2年10月～令和3年1月生まれの子 前回受けられていない児	母子健康手帳・質問票 すこやか親子アンケート 歯ブラシ・コップ

健診・相談には、体温測定の上でご来場ください。

発熱、だるさ、咳などの症状のある方は参加を控えていただきますよう、感染防止対策にご協力をお願いします。

【問合先】 保健福祉課 ☎38-3314

ひとのうごき

< >内は前月との比較
R 6.6.1 現在

	総人口		0～15歳未満	15歳以上 ～65歳未満	65歳以上
男	3,142	< - 1 >	352	1,800	990
女	3,321	< - 2 >	291	1,735	1,295
合 計	⑥ 6,463	< - 3 >	643	3,535	② 2,285
世帯数	2,671	< 1 >	②÷⑥＝高齢化率 35.36% 高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。		

2024年(令和6年)7月号
通巻第547号発行／甲良町企画監理課
〒522-0244

滋賀県犬上郡甲良町大字在土353番地1

TEL.0749-38-5061

FAX.0749-38-5072

E-mail:kikaku@town.koura.lg.jp

HP: http://www.kouratown.jp/

骨髄等移植ドナー支援事業助成金について

現在、日本では、毎年新たに約1万人の方が白血病等の血液疾患に罹患しています。その治療には、骨髄移植や末梢血幹細胞移植が必要です。

ところが、報道などで紹介されているように、骨髄の提供者（ドナー）の数が不足しています。甲良町では骨髄等移植ドナー支援事業助成金を設け、個人や事業所を支援しています。詳しい内容は、甲良町保健福祉課（電話：38-3314）まで、お問い合わせください。